



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
6月21日(月)  
号 外  
第37号

## 目 次

- 規 則
- 栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部改正…………… 1
- 訓 令
- 栃木県副知事の担当事務に関する規程の一部改正…………… 1

## 規 則

### 栃木県規則第三十二号

栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月二十一日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十八年栃木県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第一順位 副知事 北村一郎 第二順位 副知事 末永洋之	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第一順位 副知事 北村一郎 第二順位 副知事 <u>岡本誠司</u>

#### 附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

(人事課)

## 訓 令

### 栃木県訓令第十二号

本 庁  
出先機関

栃木県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年六月二十一日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

栃木県副知事の担当事務に関する規程(平成二十八年栃木県訓令第九号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(担当事務)	(担当事務)

第一条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。

一・二 略

三 副知事末永洋之の担任意務

イ〜ト 略

第一条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。

一・二 略

三 副知事岡本誠司の担任意務

イ〜ト 略

附 則

この訓令は、令和三年七月一日から施行する。

(人事課)